

花巻市男女共同参画審議会委員公募要領

1 趣旨

花巻市男女共同参画推進条例(平成18年花巻市条例第13号)第14条に規定する花巻市男女共同参画審議会を組織する委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 公募の委員数及び任期

公募委員数は1名とし、任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年とする。

3 公募の方法

(1) 応募者の要件

応募者の要件は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 花巻市に在住または通勤・通学している者、及び市内で活動している者で、応募申し込みの時点で満18歳以上であること。

イ 年2回程度、平日に開催する会議に出席可能であること。

ウ 市の執行機関が設置する審議会その他の附属機関の公募委員に就任していないこと。

エ ①住所、②氏名、③年齢(生年月日)、④性別、⑤電話番号、⑥主な経歴(学歴、職歴、市の審議会等への就任履歴)、⑦応募の動機と男女共同参画の推進に関する考えを述べた自作作文(600字程度)、⑧賞罰の有無 を募集期間中に市あて提出すること。

(2) 周知の方法

ア 広報「はなまき」に掲載する。

イ 市ホームページに掲載する。

(3) 募集の期間

令和7年3月15日(土)から令和7年4月16日(水)とする。

(4) 応募方法

応募方法は、(1)エ に掲げた内容について作成の上、募集期間中に、持参又は郵送、ファクス、LoGo フォームで提出すること。

(5) 提出先

花巻市地域振興部地域づくり課(〒025-8601 花巻市花城町9番30号)
FAX: 0198-22-6995

LoGo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/NbAs/905286>

4 公募委員の選考方法

(1) 花巻市男女共同参画審議会公募委員選考委員会において、選考し選任する。

(2) 選考結果は、応募者に書面をもって通知する。